

令和2年海審第3号

裁 決
貨物船A乗揚事件

受 審 人 a 1
職 名 A二等航海士
海技免許 四級海技士（航海）

本件について、海難審判所は、理事官横井幸治出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 の四級海技士（航海）の業務を1箇月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

平成30年9月6日05時21分半僅か前
宮城県金華山西岸

2 船舶の要目

船種 船名 貨物船A
総トン数 486トン
全 長 70.63メートル
機関の種類 ディーゼル機関
出 力 1,471キロワット

3 事実の経過

Aは、第二種船橋航海当直警報装置（以下「当直警報装置」という。）を備えた船尾船橋型の鋼製貨物船で、船長a 2及びa 1受審人ほか3人が乗り組み、山砂約1,600トンを積載し、船首3.5メートル船尾4.8メートルの喫水をもって、平成30年9月6日02時50分宮城県仙台塩釜港を発し、岩手県長部漁港に向かった。

a 2船長は、船橋当直を、出港から07時までをa 1受審人に、07時から長部漁港入港までを自らにそれぞれ割り当て、当直警報装置のセンサーが当直者の動きを感知しないと警報を発する時間間隔を12分に設定し、出港操船後、a 1受審人に船橋当直を委ねて降橋した。

ところで、a 1受審人は、8月上旬頃から連日山砂を仙台塩釜港から長部漁港へ運搬する航海に従事しており、9月5日も終日荷役作業に当たり、一旦自宅で夕食をとった後帰船し、23時過ぎに就寝して約2時間30分後に起床したため、疲労が蓄積していたうえ、睡眠不足の状態になっていた。

a 1受審人は、単独の船橋当直に就き、台風避泊をしている多数の錨泊船がいる石巻湾を東行したのち、椅子に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、牡鹿半島南方沖合に達した頃、南方から寄せる波高約2メートルのうねりを認めたので、船体動揺を軽減させるため金華山瀬戸を通航することとし、05時15分僅か前陸前黒埼灯台から084度（真方位、以下同じ。）1.0海里の地点で、針路を026度に定めて自動操舵とし、11.2ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

定針したとき、a 1受審人は、疲労と睡眠不足に加え、周囲に他船を認めなくなったことから気が緩み眠気を催したが、間もなく手動操舵に切り替えて金華山瀬戸を通航するので、それまで眠気を我慢でき

るものと思い、椅子から立ち上がって身体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた。

こうして、a 1 受審人は同じ姿勢で続航するうち、いつしか居眠りに陥り、当直警報装置の警報が発せられないまま、05時21分半僅か前陸前黒埼灯台から051度1.95海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、金華山西岸に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力1の北風が吹き、潮候は下げ潮の末期であつた。

a 2 船長は、衝撃を感じ、すぐに昇橋して乗揚の事実を知り、事後の措置に当たつた。

乗揚の結果、船底外板に破口を伴う擦過傷などを生じ、のち廃船処理され、また、乗揚地点付近に敷設されていた海底電力線が損傷して金華山の7戸が停電したが、のち復旧した。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、金華山港南西方沖合において、金華山瀬戸を通航する予定で航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、金華山西岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 1 受審人は、金華山港南西方沖合において、金華山瀬戸を通航する予定で航行中、疲労と睡眠不足に加え、周囲に他船を認めなくなったことから気が緩み眠気を催した場合、居眠り運航とならないよう、椅子から立ち上がって身体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があつた。ところが、同人は、間もなく手動操舵に切り替えて金華山瀬戸を通航するので、それまで眠気を我慢できるものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、居眠りに陥り、金華山西岸に向首進行して乗揚を招き、船体及び海底電力線

に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の四級海技士（航海）の業務を 1 箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 3 年 3 月 8 日

海難審判所

審判長 審判官 川 西 篤 史

審判官 福 島 千 太 郎

審判官 河 野 守